

○船舶検査心得 2-1 船舶構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-1 船舶構造規則</p> <p>(特殊な船舶)</p> <p>3.0(a)～(n) (略)</p> <p>(o) <u>機関規則第100条の2の低引火点燃料船であって、メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスを燃料として使用する船舶の構造基準の特例については、船舶構造規則の規定によるほか、機関規則心得附属書 [15] 6章の規定によること。ただし、当該船舶の構造がNK鋼船規則GF編の規定に適合する場合は、機関規則心得附属書 [15] の規定に適合するものとして扱って差し支えない。</u></p>	<p>2-1 船舶構造規則</p> <p>(特殊な船舶)</p> <p>3.0(a)～(n) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>IGF コー ド 6.3.7、6.3.8、 6.4.13.1.1</p>
<p><u>心得附則(平成 30 年 3 月 30 日)</u> (適用期日)</p> <p><u>本改正後の心得は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。</u> (経過措置)</p> <p>(a) <u>平成 29 年 1 月 1 日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成 29 年 7 月 1 日前に建造に着手されたもの)であつて平成 33 年 1 月 1 日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、改正後の 3.0(o)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>(b) (a)の船舶であつて、適用日以後機関規則第 100 条の 2 の低引火点燃料船に変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、(a)の規定にかかわらず、改正後の 3.0(o)の規定に適合すること。</p>		

○船舶検査心得 2-3 船舶防火構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-3 船舶防火構造規則</p> <p>(機関区域の防火措置)</p> <p>51.4(a) <u>機関区域無人化船について、管海官庁が防火措置を講じることの必要性を認める場合には、資料(「管海官庁が適当と認める防火措置」)を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</u></p> <p>(b) <u>メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスを燃料として使用する低引火点燃料船であつて、機関規則心得附属書 [15] 11章及び13章又はNK鋼船規則GF編11章及び13章の規定を満足する場合は、本項を満足しているものとみなす。</u></p> <p>(c) (b)以外の低引火点燃料船の場合は、<u>機関規則心得100-3.(b)を準用する。</u></p> <p><u>心得附則(平成30年3月30日)</u> (適用期日) 本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</p>	<p>2-3 船舶防火構造規則</p> <p>(機関区域の防火措置)</p> <p>51.4(a) 管海官庁が防火措置を講じることの必要性を認める場合には、資料(「管海官庁が適当と認める防火措置」)を添えて検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>IGFコード取入れによる修正</p> <p>IGFコード</p> <p>11.3、13.4、13.5、13.6、13.7</p>

○船舶検査心得 2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示</p> <p>(車両区域の防火措置)</p> <p>18.0(a) (1) <u>第2号の規定の適用にあたり、次のいずれの要件にも適合する車両区域にあつては、1時間に換気する空気の容積を適当に減じることのできる空気品質制御装置 (MSC.1/Circ.1515 Appendix 1に適合するもの) により換気することができることとして差し支えない。</u></p> <p><u>(i) 防爆型の電気設備のみが備え付けられている区域であること。</u></p> <p><u>(ii) 危告示別記第2(6)の規定により機械通風装置を備え付ける区域以外の区域であること。</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>(ロールオン・ロールオフ貨物区域の防火措置)</p> <p>28.0.2(a) (略)</p> <p>(b) <u>第2号の規定の適用にあたり、次のいずれの要件にも適合する閉閉されたロールオン・ロールオフ貨物区域にあつては、1時間に換気する空気の容積を適当に減じることのできる空気品質制御装置 (MSC.1/Circ.1515 Appendix 1に適合するもの) により換気することとして差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 防爆型の電気設備のみが備え付けられている区域であること。</u></p> <p><u>(2) 危告示別記第2(6)の規定により機械通風装置を備え付ける区域以外の区域であること。</u></p> <p><u>(3) 燃料電池自動車等を積載するための区域以外の区域</u></p>	<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示</p> <p>(車両区域の防火措置)</p> <p>18.0 (新設)</p> <p>(a) (略)</p> <p>28.0.2(a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(ロールオン・ロールオフ貨物区域の防火措置)</p>	<p>附属書 II -2 章 20 規則 3 改正</p> <p>附属書 II -2 章 20 規則 3 改正</p>

<p>であること。</p> <p>28.0.4(a) (略)</p> <p>28.0.7(a) (略)</p> <p>28.0.8(a) (略)</p> <p>(船楼及び甲板室の周壁)</p> <p>33.1.1(a) 「A60級のA級仕切りと同等の耐火性を有するもの」とは、航海船橋の甲板下面までの範囲(窓の部分を除く。)について、A60級のA級仕切りと同等の防熱が施されるもの(不燃性材料に適合するロックウールを100mm以上の厚さで施工することを標準とする。)をいう。</p> <p>(b) (略)</p> <p>33.1.2(a) 本号の規定は、航海船橋の窓には適用しない。</p>	<p>28.0.4(a) (略)</p> <p>28.0.7(a) (略)</p> <p>28.0.8(a) (略)</p> <p>(船楼及び甲板室の周壁)</p> <p>33.1(a) 「A60級のA級仕切りと同等の耐火性を有するもの」とは、操舵室の窓の下端までの範囲(操舵室以外の窓の部分を除く。)について、A60級のA級仕切りと同等の防熱が施されるもの(不燃性材料に適合するロックウールを100mm以上の厚さで施工することを標準とする。)をいう。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>MSC.1/Circ.120 3の取入れ</p>
<p>心得附則(平成30年3月30日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、公布の日から適用する。</p>		

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1 船舶設備規程</p> <p>(接地灯及び接地警報器)</p> <p>264.0(a) 外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)並びに外洋航行船以外の総トン数500トン以上のタンカー及びタンク船(第302条の3の適用範囲に入るもの)には、動力、電熱及び照明用の非接地回路(発電機又は蓄電池と接続される1次母線、変圧器と接続される2次母線等)に次に掲げる要件に適合する絶縁監視装置が備えられていること。</p>	<p>3-1 船舶設備規程</p> <p>(接地灯及び接地警報器)</p> <p>264.0(a) 外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)並びに外洋航行船以外の総トン数500トン以上のタンカー及びタンク船(第302条の適用範囲に入るもの)には、動力、電熱及び照明用の非接地回路(発電機又は蓄電池と接続される1次母線、変圧器と接続される2次母線等)に次に掲げる要件に適合する絶縁監視装置が備えられていること。</p>	<p>誤記の修正</p>
<p><u>心得附則(平成30年3月30日)</u> (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、公布の日から適用する。</p>		

○船舶検査心得 3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示</p> <p>(出入口及びびはしご)</p> <p>5.1(a) 第3号の「火災による危険から防護されているもの」とは、次の要件を満たすはしごをいう。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(b)～(c) (略)</p>	<p>3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示</p> <p>(出入口及びびはしご)</p> <p>5.1(a) 第1号の「火災による危険から防護されているもの」とは、次の要件を満たすはしごをいう。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(b)～(c) (略)</p>	<p>誤記の修正</p>
<p><u>心得附則(平成30年3月30日)</u> (適用期日)</p> <p><u>本改正後の心得は、公布の日から適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3 船舶消防設備規則</p> <p><u>(機関区域無人化船等の消防設備)</u></p> <p>69-2.1(a) (略)</p> <p>69-2.2(a) (略)</p> <p>69-3.0(a) <u>メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスを燃料として使用する低引火点燃料船であつて、機関規則心得附屬書 [15] 6章、8章、9章、11章及び15章又はNK鋼船規則CF編の規定6章、8章、9章、11章及び15章を満足する場合は、本条を満足しているものとみなす。</u></p> <p>(b) <u>(a)以外の低引火点燃料船の場合は、機関規則心得100-3.(b)を準用する。</u></p>	<p>3-3 船舶消防設備規則</p> <p><u>(機関区域無人化船の消防設備)</u></p> <p>69-2.1(a) (略)</p> <p>69-2.2(a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>IGFコード6.14、8.5、9.5、9.6、11.4、11.5、11.6、11.7、15.8</p>
<p><u>心得附則(平成30年3月30日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則</p> <p>第4編 常用危険物 第2章 低引火点燃料船の作業要件 (燃料タンク等の環境制御)</p> <p>389-4.1 本項ただし書の「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安 (a) 全上差し支えないと認める場合」とは、部分二次防壁（機関規 則心得附属書[15]6.4.15.2.1.1に規定される燃料タンクの二 次防壁）が設けられている燃料タンクに燃料を貯蔵する船舶の うち次に掲げる要件に適合する船舶が、乾燥したイナート・ガ スに代えて乾燥空気を使用する場合をいう。なお、完全二次防 壁（機関規則心得附属書[15]6.4.15.1.1及び6.4.15.4.1.1に 規定される燃料タンクの二次防壁）が設けられている燃料タン クの場合は認められない。</p> <p>(1) 通常失われる量の乾燥空気を補給することができる装 置を備え付けていること。</p> <p>(2) 当該区域のうち最大の区画を不活性な状態にするのに 十分な量のイナート・ガスを船内に備えるか又はイナート・ ガス発生装置を備え付けていること。</p> <p>(3) 当該区域には、燃料タンクからの漏えいを検知するこ とができる装置を備え付けていること。</p> <p>(燃料タンクの圧力逃し弁)</p> <p>389-5.0 第1号の「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長又は船級協 (a) 会が適当と認める操作手引書」とは、機関規則第100条の3の書 面として備え置く機関規則心得100-3.0(c)(4)に規定する緊急 手順書に含まれるものとする。</p> <p>(b) 操作手引書は、1部提出させ、適当と認めたときは、地方運輸</p>	<p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則</p> <p>第4編 常用危険物 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>IGFコード6.11</p> <p>IGFコード 6.7.2.6</p>



局長が適当と認めた旨及び年月日を記入した上で記名押印した船舶所有者に返付すること。

(c) 操作手引書を変更する場合には、当該変更に係る資料を提出させ、(b)により処理すること。

(燃料補給管)

389-7.0 (a) 「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合」とは、燃料補給管を新鮮な空気により置換しない場合の影響についてリスク評価を行い承認された場合をいう。承認する場合には、資料を添えて海事局検査測定課長に伺い出ること。

(燃料の補給)

389-8.0 (a) 燃料の補給中に第4号、第5号及び第6号に掲げる要件が満足できない場合は、燃料の補給を中止し、当該要件が満足できるまで燃料の補給を再開しないこと。

(b) 第1号の「作業の手順及び安全の確保に関する事項」とは、次に掲げる内容をいう。

(1) 移送手順に関する書面による合意（冷却及び必要な場合ガスアップ並びに全ての段階における最大移送速度及び移送量を含むもの。）

(2) 緊急時に実施される対策に関する書面による合意

(3) バンカリングの際の安全に関するチェックリストの作成及び署名

(c) 第2号の「作業の安全を確保するために必要な設備」の確認には、少なくとも次に掲げるものを含むこと。

(1) 船陸間通信 (SSL) (装備される場合) を含むすべての通信

方法

(2) 固定式ガス検知装置及び火災探知装置の操作

(3) 可搬式ガス検知装置の操作

(新設)

IGF  
コード  
8.5.5

(新設)

(新設)

(新設)

IGF  
コード  
18.4.3

(4) 遠隔制御弁の操作

(5) ホース及び継手の点検

(d) 第2号の「その結果を記録すること」とは、燃料補給元の担当者と合意し署名した燃料補給の安全に関するチェックリストに文書として記録することをいう。

(e) 第5号の「必要な保護具」とは、長袖の静電作業服、ヘルメット、皮手袋、安全靴、保護眼鏡をいう。

(可搬式タンクによる燃料の補給)

389-9.0 (a) 本号の規定に基づく指示については、次のように取り扱うこと。

(1) 次の事項を記載した指示願2通を地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長あてに提出させ、うち1通は指示書とともに返付すること。

(i) 船種、船名及び総トン数

(ii) 船舶番号又は船舶検査済票の番号

(iii) 船舶の用途、航行区域及び最大搭載人員(旅客、船員、その他の内訳を含む。)

(iv) 機関規則心得100-3.0 (c) (3) の燃料取扱操作手順書

(2) (1) で提出させる燃料取扱操作手順書は、可搬式タンクに係る次に掲げる事項が記載されていることを確認すること。

(i) 恒久的に設置される燃料タンク及び装置の場合と同等の安全性を確保できる手順とすること。

(ii) 可搬式タンクへの燃料の積み込みは、当該タンクを船上に搭載する前に行うこと。

(iii) 船舶の燃料装置に接続する前に、可搬式タンクを適切に固定すること。

(iv) 可搬式タンクに必要な全ての装置(配管、制御装置、安全装置、圧力逃し装置等)の船舶の燃料装置への接続は、燃料補給作業の一部として、出航前に完了すること。

(v) 航行中は、可搬式タンクの接続及び切離しを行わな

(新設)

(新設)

(新設)

ICFコード  
18.4.6.3、  
18.4.6.4

<p>いこと。</p> <p>(ボンディング方法)</p> <p>389-10.0 (a) 「燃料補給責任者が提供する設備」とは、燃料供給側から提供される燃料ホース、移送アーム、配管及び構装品をいう。</p> <p>(高熱作業)</p> <p>389-12.0 (a) 「これらに関連する防熱装置」とは、可燃性になりうる又は炭化水素が混合する恐れのある防熱装置及び燃焼生成物として毒性の蒸気が発生させる恐れのある防熱装置（例えば、防熱材としてウレタンフォームを使用するもの等）をいう。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>IGF コード 18.7</p>
<p>心得附則(平成 30 年 3 月 30 日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。</p>	

○船舶検査心得 6-1 船舶機関規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>第2章 機関の一般要件</p> <p>(A) <u>メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスを燃料として使用する場合は、本章に規定するもののほか、附属書 [15] 5章から18章の規定によること。ただし、NK鋼船規則GF編の規定に適合する場合は、附属書 [15] の規定に適合するものとして扱って差し支えない。</u></p> <p>(保護) 53.1 (a) (略) ～(b)</p> <p>(c) <u>メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスを燃料として使用する場合は、(a) から (b) の規定によるほか、附属書 [15] 5章から18章の規定によること。ただし、NK鋼船規則GF編の規定に適合する場合は、附属書 [15] の規定に適合するものとして扱って差し支えない。</u></p> <p>(過圧の防止等) 54.0 (a) <u>メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスを燃料として使用する場合は、本条各項の規定によるほか、附属書 [15] 5章から18章の規定によること。ただし、NK鋼船規則GF編の規定に適合する場合は、附属書 [15] の規定に適合するものとして扱って差し支えない。</u></p> <p>(旅客船に対する特例) 100.0 (a) (略)</p>	<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>(新設)</p> <p>第2章 機関の一般要件</p> <p>(保護) 53.1 (a) (略) ～(b)</p> <p>(新設)</p> <p>(過圧の防止等) (新設)</p> <p>(旅客船に対する特例) 100.0 (a) (略)</p>	<p>IGFコード5章～18章</p> <p>IGFコード5章～18章</p> <p>IGFコード5章～18章</p>

第9章 低引火点燃料船の機関

(適用範囲)

100-2.0(a) 液化ガスばら積船のうち、貨物ではない低引火点燃料を使用し、かつ、当該燃料のための燃料タンク及び燃料管装置等を備えるものであって、危規則第2編第3章第2節（液化ガス物質）の規定に適合するものについては、本章の規定は適用しない。なお、この場合において、当該船舶の燃料タンク及び燃料管装置等については液化ガスばら積船の要件への適合性に関する資料を添えて海事局検査測定課長まで伺い出ること。

(低引火点燃料船)

100-3.0(a) メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスを燃料として使用する低引火点燃料船にあっては、附属書[15] 5章から18章の規定によること。ただし、NK鋼船規則GF編の規定に適合する場合は、附属書[15]の規定に適合するものとして扱って差し支えない。

(b) (a) 以外の低引火点燃料船にあっては、次に掲げる規定に基づくリスク評価を行うこと。

(1) 次に掲げる事項を含んだリスク分析が行われ、承認されたリスク分析手法 (REVISED GUIDELINES FOR FORMAL SAFETY ASSESSMENT (FSA) FOR USE IN THE IMO RULE-MAKING PROCESS (MSC-MEPC.2/Circ.12 (改正版含む)) 又は日本海事協会のリスク評価ガイドライン附属書2ガス燃料船のリスク評価ガイドラインを参照) を用いて分析されていること。

(i) 低引火点燃料の使用により生じる人員、環境、船体の構造強度又は保安全性に対するリスクについて考慮されていること。

(ii) 配置、運転及び保守に関連する危険性について、

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

SOLAS II -2 章 56  
規則 4.2

IGF コード 5 章  
～18 章

IGF コード 4.2

予測されうる不具合が引き起こされないよう考慮されていること。

(iii) 少なくとも機能の喪失、構成要素の損傷、火災、爆発及び感電について考慮されていること。

(iv) 可能な限りリスクを排除するものとし、排除できないリスクは必要に応じて低減されていること。

(2) リスクの詳細及び低減手段は文書化されていること。

(3) リスク評価した結果について、リスク評価資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。

(c) 第8号の「低引火点燃料船の機関に関する基準に適合していることを明らかにする書面」とは、メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスを燃料として使用する船舶にあつては次に掲げるものをいう。

(1) IGFコード、NK鋼船規則GF編又は附属書[15]の写し

(2) 少なくとも次に掲げる事項を含むガスに関連する全ての設備の保守に関する手順書

(i) 燃料タンクの位置及び隣接区画に関する考慮

(ii) 爆発の危険性がある場所及び区画に設置される電気機器の保守に関する情報

(3) 少なくとも次に掲げる事項を含む燃料取扱操作手順書

(i) 燃料のバンカリング、貯蔵及び移送

(ii) 燃料タンク及び燃料管装置を空にすること並びにイナージェイキング、パーズィング及び通気

(iii) 附属書[15]18.4に規定される事項

(iv) イナージェイキング及びパーズィングの手順は、ガス雰囲気を含んでいる配管又はタンクに空気が導かれないうこと及び燃料装置に隣接する囲壁又は区域内の空気にガスが導かれないうことを確保できるものである

(新設)

IGFコード18.2

こと。

- (4) 少なくとも次に掲げる事項を含む緊急手順書  
(1) 燃料タンクに設置された圧力逃し弁に不具合が生じた場合の当該弁の緊急隔離  
第9号の「管海官庁が必要と認めて指示する措置」として、少なくとも次に次の措置が講じられたものであること。  
(1) 低引火点燃料に係る機関及び装置の安全性、確実性及び信頼性は、新規及び従来の油燃料を使用する機関と同等であること。  
(2) 爆発性、可燃性又は毒性を有するガスの意図しない滞留が生じないように措置されていること。  
(3) 機関は外部損傷から適当に保護されていること。  
(4) 危険場所内の発火源は、爆発の可能性を低減するために最小化されていること。  
(5) 安全上の理由により必要な場合を除き、低引火点燃料を使用する補機及び管装置は、休止状態を含むすべての使用状態において燃料の放出が生じないように設計されていること。  
(6) 管装置、格納設備及び圧力逃し装置は、各用途に適合するよう設計、製作及び施工されていること。  
(7) 機関、装置を含む構成要素は、安全で信頼できる操作が確保されるよう、設計、製作及び施工され、運転、保持及び保護されていること。  
(8) 操作の安全性及び信頼性を確保するため、適切な制御、警報、監視及び遮断のための装置を備え付けていること。  
(9) 燃料装置及び低引火点燃料を使用する機関の試運転及び保守は、目標とする安全性、有効性及び信頼性の確認が行えるものであること。  
(10) 技術的装置又は構成要素は、単一の故障によって、

(新設)

IGF コー ド  
3.2.1

IGF コー ド  
3.2.6

IGF コー ド  
3.2.7

IGF コー ド  
3.2.8

IGF コー ド  
3.2.9

IGF コー ド  
3.2.10

IGF コー ド  
3.2.11

IGF コー ド  
3.2.13

IGF コー ド  
3.2.16

IGF コー ド

危険な状態又は信頼性の低下を引き起こさないものであること。

### 第10章 雑則

#### 附属書[4] 構造等の基準

- 1～6 (略)
- 7 補機及び管装置
- (1)～(3) (略)
- (4) 管の強度については、次に掲げるところによる。
- (i)～(v) (略)
- (vi) 液体化学薬品ばら積船の液体化学薬品に係る貨物タンクの内外に取り付ける管装置の厚さについては、次に掲げるところによる。
- (イ)・(ロ) (略)
- (ハ) 管の許容応力は、次の値のうちのいずれか小さい値とする。
- $Rm/2.7$  又は  $Re/1.8$
- Rm:外気温度における最小引張強さ(N/mm<sup>2</sup>)
- Re:外気温度における最小降伏応力(応力歪曲線において明確な降伏応力がない場合は、0.2%耐力)(N/mm<sup>2</sup>)
- (二) (略)
- (5)～(11) (略)
- 8 (略)

附属書[15] ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際コード(IGFコード)

### 第9章 雑則

#### 附属書[4] 構造等の基準

- 1～6 (略)
- 7 補機及び管装置
- (1)～(3) (略)
- (4) 管の強度については、次に掲げるところによる。
- (i)～(v) (略)
- (vi) 液体化学薬品ばら積船の液体化学薬品に係る貨物タンクの内外に取り付ける管装置の厚さについては、次に掲げるところによる。
- (イ)・(ロ) (略)
- (ハ) 管の許容応力は、次の値のうちのいずれか小さい値とする。
- $Rm/26$  又は  $Re/18$
- Rm:外気温度における最小引張強さ(N/mm<sup>2</sup>)
- Re:外気温度における最小降伏応力(応力歪曲線において明確な降伏応力がない場合は、0.2%耐力)(N/mm<sup>2</sup>)
- (二) (略)
- (5)～(11) (略)
- 8 (略)

(新設)



		<p>心得附則(平成30年3月30日) (適用期日) 本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</p>
--	--	--

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>9-1 小型船舶安全規則</p> <p>(特殊な小型船舶)</p> <p>4. 0 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) <u>機関規則第100条の2の低引火点燃料 (ガンリン、灯油又は軽油を除く。)</u> を使用する小型船舶については、<u>資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</u></p> <p>(救命設備の備付数量)</p> <p>58. 8 (a) 「検査機関が当該小型船舶の航行上の条件、構造等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、当該船舶が次の要件を全て満足する場合とする。</p> <p>(1) 操船者が落水した場合に自動的に機関が停止する構造であるか、または、自動的にアイドリング状態となり急低下した速力で<u>付近</u>を旋回すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>58-2. 2 (a) 「検査機関が当該小型船舶の航行上の条件を考慮して差し支えないと認めるもの」とは、沿岸区域、二時間限定沿海区域及び平水区域を航行区域とする小型船舶(旅客船を除く。)で、次の要件の全てを満足するものに限る。</p> <p>(1) 操船者が落水した場合に自動的に機関が停止する構造であるか、または、自動的にアイドリング状態となり急低下した速力で<u>付近</u>を旋回すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>9-1 小型船舶安全規則</p> <p>(特殊な小型船舶)</p> <p>4. 0 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(救命設備の備付数量)</p> <p>58. 8 (a) 「検査機関が当該小型船舶の航行上の条件、構造等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、当該船舶が次の要件を全て満足する場合とする。</p> <p>(1) 操船者が落水した場合に自動的に機関が停止する構造であるか、または、自動的にアイドリング状態となり急低下した速力で<u>付近</u>を旋回すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>58-2. 2 (a) 「検査機関が当該小型船舶の航行上の条件を考慮して差し支えないと認めるもの」とは、沿岸区域、二時間限定沿海区域及び平水区域を航行区域とする小型船舶(旅客船を除く。)で、次の要件の全てを満足するものに限る。</p> <p>(1) 操船者が落水した場合に自動的に機関が停止する構造であるか、または、自動的にアイドリング状態となり急低下した速力で<u>付近</u>を旋回すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>IGF コード</p>

心得附則(平成30年3月30日)

(適用期日)

本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。